

令和7年度ボランティア交流サロンロッカー利用について

【貸出団体】

- ・定期的にボランティア交流サロンを利用する団体で、利用承認を受けた団体

【貸出期間】

- ・承認日から令和8年3月31日まで

【利用料】

- ・無料

【ロッカー暗証番号の届出】

- ・ロッカー利用団体は、利用ロッカーに暗証番号を設定することができます。なお、ロッカー設備管理上予め暗証番号は支援センター事務局に届け出てください。

【注意事項】

- 1 今回、初めて利用される団体は、ロッカー利用のご説明をしますので、利用開始前にあらかじめ連絡のうえ、事務局へお立ち寄りください。
- 2 ロッカーには、あらかじめ利用される団体名を記しておきますので、それをご利用願います。
- 3 ロッカーの利用は、ボランティア交流サロンの利用時間内に限ります。
- 4 ロッカーの管理は、各利用団体が責任をもって行ってください。また、貴重品や危険物は保管しないでください。
- 5 ロッカー内については、少なくとも、月に一度程度は必ず確認願います。
- 6 ロッカーを利用目的以外に使用あるいは無断で第三者に転貸した場合は、利用の中止を求めることがあります。また、著しく毀損したとき、暗証番号忘れ等により外注費用が発生したときなど、現品又は金銭による賠償を求めることがありますので十分ご注意ください。
- 7 利用期間経過後、ロッカー内に物品等が残っていた場合、ロッカーを管理する社会福祉法人富山県社会福祉協議会又は認定NPO法人富山県民ボランティア総合支援センターで物品を保管あるいは処分致しますので、ご了解願います。
- 8 その他利用に際しては、他の利用者・団体に迷惑にならないよう注意をしてください。